

第4章 職員厚生

男鹿地区消防一部事務組合職員安全衛生管理規程

昭和60年3月29日
消本訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、男鹿地区消防一部事務組合職員（以下「職員」という。）の安全衛生管理に必要な事項を定め、快適な職場環境づくりを促進することを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 男鹿地区消防一部事務組合における安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理組織)

第3条 職員の安全衛生管理に関する事務を処理するため、次の管理組織を置く。

1	総括安全衛生管理者	職員のうちから消防長が選任した者
2	安全管理者	職員のうちから消防長が選任した者
3	衛生管理者	衛生管理者として所定の資格を有する職員のうちから消防長が選任した者
4	産業医	医師のうちから消防長が選任した者

(総括安全衛生管理者)

第4条 総括安全衛生管理者は、消防長の命を受けて安全管理者及び衛生管理者を指揮し、次の事務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための指導及び教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

(安全管理者)

第5条 安全管理者は、前条の規定に掲げる事務のうち、安全に係る技術的事項を管理する。

(衛生管理者)

第6条 衛生管理者は、第4条の規定に掲げる事務のうち、衛生に係る技術的事項を管理する。

(産業医)

第7条 産業医は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
 - (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
 - (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- 2 産業医は、前項各号に掲げる事務について必要に応じ、衛生管理者に対し指導及び助言することができる。

(安全衛生委員会)

第8条 職員の安全衛生に関する重要事項を調査し、消防長に意見を具申するため、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第9条 委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- (2) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の危険又は健康障害の防止に関する事項

(組織)

第10条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総括安全衛生管理者をもってこれにあて、副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長以外の委員は、次の各号に掲げるものをもってあてる。
 - (1) 安全管理者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 産業医
 - (4) 安全又は衛生に関し経験を有する職員及びその他の職員のうちから、消防長が指名した者3名以内

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第12条 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第13条 委員会は、原則として毎年4月に委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、随時招集することができる。

(定足数)

第14条 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に出席させ意見を聴取し、又は資料を提出させることができる。

(結果報告等)

第16条 委員長は、会議終了後速やかに消防長にその結果を報告し、又は意見を具申しなければならない。

(健康診断)

第17条 職員は、衛生管理者の指示するところに従い、健康診断等の検診を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により検診を受けることができない者は、その事由終了後衛生管理者の指示に従い、検診を受けなければならない。

2 衛生管理者は、新たに職員として任用を予定される者に対して、あらかじめ定める健康診断等の検診を受けさせるものとする。

(診断結果の報告)

第18条 衛生管理者は、健康診断等を実施したときは、その結果について消防長に報告しなければならない。この場合、心身に異常が認められる職員があるときは、速やかに意見を付して報告しなければならない。

(伝染性疾患等の発生による措置)

第19条 衛生管理者は、伝染性疾患による患者が発生したときは、職員に対し臨時に健康診断を実施する等必要な措置を講じなければならない。

2 衛生管理者は、精神障害者（現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあるときに限る。）その他の疾患により、勤務のため病状が悪化するおそれが認められる職員があるときは、その職員に対し臨時に健康診断を実施する等必要な措置を講じなければならない。

(巡視)

第20条 安全管理者、衛生管理者及び産業医は、定期に、又は必要に応じ庁舎の内外を巡視し、安全及び衛生に関し有害のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第21条 すべての職員は、積極的に自ら安全と健康の保持及び増進につとめなければならない。

(秘密の保持)

第22条 職員の健康管理の業務に従事した者は、その業務に関して知り得た職員の

心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(安全衛生管理)

第 23 条 職員安全衛生管理に関する事務は、消防本部総務課において行うものとする。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男鹿地区消防一部事務組合消防安全管理規程（昭和 5 9 年消本訓令第 1 号）は、廃止する。